

報告第3号

専決処分した事件の報告について

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和7年6月9日提出

霧島市長 中 重 真 一



専決第2号

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日
霧島市長 中 重 真 一



霧島市条例第22号

令和7年3月31日

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重 真一

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例

霧島市都市計画税条例（平成17年霧島市条例第72号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第15項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の霧島市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。